

各法人の長 様

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

令和 7 年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について（通知）

日ごろより本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。
さて、標記加算につきましては、各年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要になります。
つきましては、次により処遇改善実績報告書の提出をしていただきますようお願いいたします。

1 対象事業所

令和 7 年度に福祉・介護職員処遇改善加算を算定し確定したすべての事業所

2 提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）【当日消印有効】

期限までに実績報告が行われない場合、加算の要件を満たしていない不正請求と判断されることもありますので、遅滞なく提出していただきますようお願いいたします。

3 提出方法

郵送により提出してください。

4 提出書類

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算等実績報告書(令和 7 年度) (別紙様式3-1)
- (2) 個票 (令和 7 年 4 月以降分) (別紙様式3-2)
- (3) 変更に係る届出書 (別紙様式4) ※ 該当する場合のみ提出
- (4) 特別な事情に係る届出書 (別紙様式5) ※ 該当する場合のみ提出

5 提出先

〒970-8686

いわき市平字梅本 2 1

いわき市障がい福祉課事業係 (処遇改善実績報告書)

6 その他

(1) 各種様式

各種様式については、本市ホームページからダウンロードできます。

いわき市トップページ⇒健康・医療・福祉 福祉事業者向け情報⇒障害福祉サービス事業者等向け⇒障害者総合支援法に基づく指定事業所について⇒令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算に関する実績報告書の提出について（障害福祉サービス・障害児通所支援事業）

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1781165123178/index.html>

(2) よくあるQA

Q1. 令和7年度に利用者がおらず、実績がありません。

A1. 実績がなくても書類提出が必要です。

Q2. 令和7年度中に当該事業を廃止しています。

A2. 廃止していても書類提出が必要です。

Q3. 実績報告書に計上する加算総額及び賃金改善所要額の期間はいつの分ですか。

A3. 加算総額は、令和7年4月サービス提供分（年度途中から算定の場合は算定開始月）から、令和8年3月サービス提供分です。賃金改善所要額は、令和7年度処遇改善計画書に記載した賃金改善実施期間の額です。

Q4. 管理者が生活支援員を兼務している場合は、処遇改善加算の対象となりますか。

A4. 常勤換算上、勤務時間の算入が認められる場合は、対象として差し支えありません。

Q5. 年度末に一時金で処遇改善を行う場合、支給日に退職している職員に支払いをしないといけませんか。

A5. 事業所（法人）全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の福祉・介護職員を対象としないことは可能です。

※「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（VOL.2）」問8参照

Q6. 派遣職員、在籍型の出向者、業務委託職員について処遇改善加算の対象となりますか。

A6. 福祉・介護職員であれば対象です。

※「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第2版）」問2-3、2-4参照